

令和6年度修学旅行における体験学習料助成金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県外（国内に限る。）から県内への修学旅行の誘致および福井県ならではの体験学習の実施を促すため、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校および特別支援学校（以下これらを「学校」という。）が学校行事として行う修学旅行において、本県で体験学習を実施する場合の費用を助成するために必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次条に規定する修学旅行を実施する学校および当該学校から委託を受けた旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）および旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業または第三種旅行業の登録を受けている者。以下「旅行会社」という。）とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象は、次の各号のいずれにも該当する修学旅行とする。

- (1) 福井県内の宿泊施設に1泊以上すること。
- (2) 福井県教育旅行ガイドブック「学び旅」に掲げる体験または公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）が認める体験を実施すること。

(受付期間)

第4条 受付期間は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。

2 助成金は、先着順に受け付け、予算の上限額に達し次第、応募を締め切るものとする。

(助成額)

第5条 学校に対する助成額の上限は、修学旅行生徒1人につき、1泊あたり1,000円とし、1体験が1,000円未満の場合は体験料に相当する額とする。ただし、上限額の範囲内で、複数の体験に対する助成も可能とする。

2 旅行会社に対する助成は、学校に対する助成額の半額とする。

(助成金の申請等)

第6条 助成金の申請は、旅行会社が行うものとする。ただし、旅行会社に修学旅行の実施を委託しない学校については、学校が申請するものとする。

2 助成を受けようとする者（以下「申請書」という。）は、次に掲げる書類を修学旅行実施日から15日前（15日前が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに連盟に申請しなければならない。

	内容	備考
①	交付申請書（様式第1号）	

②	修学旅行行程表（計画）（任意様式）	県内での体験学習内容、宿泊施設等が明記されていること。
③	その他、連盟が必要と認める書類	

（交付決定および通知）

第7条 連盟は、前条の規定による申請内容について審査し、交付要件に適合すると認めるときは、「交付決定通知書」により申請者に通知するものとする。予算の制約により助成対象外となった事業については、他の助成事業が中止等になった場合に限り、改めて審査の上、「交付決定通知書」により通知するものとする。

（申請内容の変更または中止）

第8条 前条の交付決定に係る修学旅行の内容を変更または中止する場合は、「変更・中止届」（様式第3号）を速やかに連盟へ提出するものとする。この場合において、変更のときは、変更後の行程表を添付するものとする。

（実績報告）

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた申請者は、修学旅行実施後1か月以内または令和7年3月14日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を連盟に提出しなければならない。

	内容	備考
①	実績報告書（様式第2号）	
②	領収書または請求書の写し等の体験料支払い証明書	
③	宿泊証明書（別紙1）	宿泊施設の証明印が押印されていること。
④	修学旅行行程表（実績）（任意様式）	
⑤	アンケート（旅行会社・学校）	様式は別途指定する。
⑥	請求書（別紙2）	
⑦	その他、連盟が必要と認める書類	

（助成金の検査、額の確定および交付）

第10条 連盟は、前条に定める書類の提出を受けた後、その内容を審査し条件に適合すると認めるときは、申請者に額の確定通知を行い、学校に対する助成金と併せて30日以内に申請者に支払うこととする。

（助成金の還元）

第11条 旅行会社は、前条の規定により助成金が支払われたときは、学校に対する助成金を学校に支払わなければならない。

（助成の取り消し等）

第12条 連盟は、助成の決定を受けた者または助成を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成額の一部または全額を返金させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 実施内容が支援確定を受けた体験学習の内容と異なる場合
- (3) 各手続に必要とされる書類が期限内に提出されない場合
- (4) この要綱の規定に違反した場合

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、体験学習料の助成につき必要な事項は、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。